

明 財 第 5 8 号

2023 年(令和 5 年)12 月 21 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様

同 藤 田 隆 大 様

同 竹 内 きよ子 様

同 井 藤 圭 順 様

明 石 市 長 丸 谷 聡 子

総務局（財務室）定期監査の結果に対する措置について（通知）

2023 年（令和 5 年）11 月 27 日付け明監第 69 号で提出のあった総務局（財務室）定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和5年11月27日

2 措置の内容

(監査の結果)

1 適正な委託事務の執行について

財務担当では、平成30年度から小・中学校、保育所などの施設の維持管理業務及び修繕業務を一括して業務委託している。この委託業務は、全ての業務を受託者が行うのではなく、受託者が全体のマネジメントを行い、大半は多数の事業者への再委託により業務を遂行する体制で行っている。

前回実施した令和2年度の同室の定期監査では、文書事務をはじめ、契約事務において作成する文書に不備が散見されるとともに、履行確認が適正に行われていないものなど不適切な処理が多く見受けられたため、監査委員から改善の指示を行ったところである。

これに対し、同室からは「文書事務や契約事務を確実にを行い、管理職が検認するとともに、今後は受託事業者への指導を含め、適正な管理に努めていく」旨の措置報告があった。

しかしながら、今年度の定期監査を実施し、状況を確認したところ、一定の改善は見られたものの、十分な改善措置が講じられておらず、再委託の承諾申請を徴していないもの、見積合せを適正に行っていないもの、修繕の完了報告が不十分なものなど、前回の定期監査と同様の事例や支出の根拠を定めず支払いを行っているなど不適切な事例が多く見受けられたことは

誠に残念である。

当該事業は、本市の施設管理等の事務処理が迅速かつ効率的に行われるなど、大いに効果を上げていると報告を受けている。そのような重要な事業であるからこそ、規定等に基づく適切・適正な事務処理やそのプロセスを明確にした上で公金を支出することが肝要であると考ええる。

今回の監査結果を財務室全体の指摘として捉え、今後は同様の事例が再び発生しないよう、財政事務の適正な執行に対する意識の徹底とともに支出の根拠や業務履行確認の基準を定めるなど、組織として適正な事務の執行に取り組んでいただきたい。

(講じた措置)

令和5年度より第2期がスタートした市有施設包括管理業務委託においては、維持コスト削減と安全・安心の向上のため170施設1176業務を一括してプロポーザル方式にて業者を選定し、業務委託しています(令和4年度は167施設865業務)。

今回のご指摘を受け、仕様書の内容を改めて見直したところ、多岐にわたる業務を低コストで効果的に実施していくうえで、一部業務実態にそぐわない箇所がありましたので、令和6年度以降の契約に向けて仕様書の見直しを図ってまいります。

また、仕様書の改訂とあわせて、受託事業者にも契約や支払事務等について再度の指導徹底を実施いたしました。

今後につきましては、同様の事例が発生することのないよう、財務室の組織全体として、各規定や規則等に基づいた事務の執行を徹底し、当該事業の適正な運用に努めてまいります。

(財務担当)